

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	精神障がい者保健福祉手帳交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高槻市は、精神障がい者保健福祉手帳交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高槻市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神保健福祉手帳に関する事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号。以下法という。)に基づき、交付申請の受理後、大阪府へ進達を行い、大阪府が認定した対象者に精神保健福祉手帳を交付している。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。①法第45条第1項の精神障がい者保健福祉手帳の交付の申請の受理、その申請に係わる事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務②法第45条第4項の都道府県知事の認定の申請の受理、その申請に係わる事実についての審査又はその申請に対する応答に関する申請。③法第45条の2第1項又は第3項の精神保健福祉手帳の返還に関する事務④法施行令第7条第1項の精神保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務⑤法施行令第7条第2項若しくは第4項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係わる事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務。⑥法施行令第9条の障がい等級の変更の申請の受理、その申請に係わる事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務⑦法施行令第10条第1項の精神保健福祉手帳の再交付に関する事務⑧番号法第19条第8項に規定する情報提供。
③システムの名称	障がい福祉システム・宛名システム・住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
精神保健福祉手帳に関する事務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の二十二
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部福祉事務所障がい福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部法務ガバナンス室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部福祉事務所障がい福祉課

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [<input type="checkbox"/>]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

	判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・ 申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。 ・ 複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。
9. 監査		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	障がい福祉システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月19日	4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第2の16	番号法第19条第7項 別表第2の10、14、20、27、28、31、54、55、56-2、57、79、85-2、106、108、116	事後	
令和3年2月19日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)	[O] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)	事後	
令和4年10月20日	I 関連情報 1. ②事務概要	精神保健福祉法(昭和二十五年法律第百二十三号。以下法という。)に基づき、対象者に精神保健福祉手帳を交付している。 (中略) ⑦番号法第19条第7項別表第二に規定する情報提供。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号。以下法という。)に基づき、対象者に精神保健福祉手帳を交付している。 (中略) ⑦法施行令第10条の2の精神保健福祉手帳手帳の返還に関する事務⑧番号法第19条第8項別表第二に規定する情報提供。	事後	
令和4年10月20日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第2の10、14、20、27、28、31、54、55、56-2、57、79、85-2、106、108、116	[提供]番号法第19条第8項 別表第2の10、14、16、16-2、20、27、28、31、54、55、56-2、57、79、85-2、106、108、118	事後	
令和4年10月20日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移	提供・移転しない	提供・移転する	事後	
令和4年10月20日	IV リスク対策 8. 監査	[O]自己点検 []内部監査	[O]自己点検 [O]内部監査	事後	令和4年度に内部監査実施
令和5年9月5日	I 関連情報 1. ③システムの名称	障がい福祉システム・中間サーバー	障がい福祉システム・宛名システム・住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
令和5年9月5日	I 関連情報 1. ②事務概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号。以下法という。)に基づき、対象者に精神保健福祉手帳を交付している。 (中略) ⑦法施行令第10条の2の精神保健福祉手帳手帳の返還に関する事務⑧番号法第19条第8項別表第二に規定する情報提供。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号。以下法という。)に基づき、交付申請の受理後、大阪府へ進達を行い、大阪府が認定した対象者に精神保健福祉手帳を交付している。 (中略) ⑧番号法第19条第8項別表第二に規定する情報提供。	事後	
令和5年9月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	実施する	実施しない	事後	
令和5年9月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	[提供]番号法第19条第8項 別表第2の10、14、16、16-2、20、27、2	削除	事後	
令和7年2月19日	I 関連情報 1. ②事務概要	(前略)⑧番号法第19条第8項別表第二に規定する情報提供。	(前略)⑧番号法第19条第8項に規定する情報提供。	事後	
令和7年2月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1の14	番号法第9条第1項 別表の二十二	事後	
令和7年2月19日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である 【判断の根拠】 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すしている。	事後	
令和7年2月19日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる作業		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である 障がい福祉システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	